

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、奈良公園事務所長から次のとおり公共測量を終了したことに ついて通知がありました。

平成二十九年九月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 奈良公園（奈良市春日野町ほか）
- 三 測量の終了年月日 平成二十九年八月三十一日